

23 - 02 介護保険事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 老人デイサービスセンター

合併後1年程度で運営体制を整備。

(2) 在宅介護支援センター

基幹型及び小規模基幹型の一元化を検討し、地域型を含めた全体の運営体制を整備。

(3) 施設介護サービス

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 配食サービス

当面は現行体制で対応し、受託業者、昼・夕食利用回数の統合を検討。

また、自己負担額は「1食300円」に統一する。

(2) 移送サービス

利用者や遠方移送の増加による財政負担を考慮し、委託方式を検討。

また、新制度設立までは外出支援サービスを含めた現行体制で対応。

(3) 介護保険料

平成17年度の介護保険事業計画策定時に新市において保険料を設定。

(4) 介護保険低所得者利用者負担軽減措置

介護保険制度及び国の特別対策に統合。

また、合併後2年程度で国の特別対策を上回る音別町の措置を整理。

(5) 居宅介護サービス

合併後1年程度で新市としてのサービスを設定。

また、利用者に地域格差が生じないように、公益的サービスを調整。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 外出支援サービス